



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底
- 2 お盆期間中の死亡めん山羊検査（TSE検査）について
- 3 山羊関節炎・脳炎（CAE）について
- 4 飼養衛生管理基準の改正について
- 5 群馬県総合計画(基本計画)検討のための地域版県民アンケートについて

【添付書類】

- 1 外国からの従業員を受け入れている農家の皆様へのお願い
- 2 飼養衛生管理基準の改正について

◆◆ 夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底 ◆◆

1) 畜産関係者の海外渡航の自粛等について

畜産関係者は、口蹄疫、CSF、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛して下さい。やむをえず渡航する場合には、以下の点に留意して下さい。

ア 渡航に当たっての留意事項

- (ア) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- (イ) 動物との不用意な接触を避けること。
- (ウ) 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- (エ) 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。



イ 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。

農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な処置を講ずること。

2) 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

看板の設置等により、衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせないこと。また、不要な物を持ち込まないこと。

人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように留意すること。

3) 早期通報の徹底

口蹄疫や口蹄疫類似疾病を疑う症状や死亡率の急激な増加を発見した場合は、早期に家畜保健衛生所へ通報すること。

◆◆お盆期間中の死亡めん山羊検査（TSE検査）について◆◆

伝達性海綿状脳症（TSE）の一種であるスクレイピー防疫対策のため、12か月齢以上の死亡めん羊、山羊のTSE検査を平日及び土曜日に家畜衛生研究所で行っております。

お盆期間中は下記の日程で受け付けております。12か月齢以上の個体が死亡した際は、家畜保健衛生所へご一報の上、家畜衛生研究所（前橋市富士見町小暮2425-3）への搬入をお願いします。（検査手数料：無料）

8月								
8日 (土)	9日 (日)	10日 (月・祝)	11日 (火)	12日 (水)	13日 (木)	14日 (金)	15日 (土)	16日 (日)
受付	休み	休み	受付	受付	受付	受付	受付	休み

受付場所：家畜衛生研究所（TEL 027-288-2106）

受付時間：9:00～16:00

◆◆山羊関節炎・脳炎（CAE）の感染確認を！◆◆



山羊関節炎・脳炎（CAE）は、CAEウイルス（CAEV）の感染によって起こる山羊の届出伝染病です。発症した成獣では関節炎による起立不能、呼吸器症状などがみられ、生後数か月の幼若獣では脳炎による神経症状がみられます。また、CAEの発症は乳量や育成率の低下を招くため、生産性の低下につながります。ワクチンおよび治療法はなく、対処法は分離飼育や淘汰による清浄化のみとなります。

○山羊を導入・販売する場合は、CAEVに感染していないことを確認！

新たに山羊を導入する場合、導入元へ感染の有無を確認し、不明な場合は検査を実施するまでは分離飼育をおすすめします。また繁殖用雌山羊を販売する際も、事前に検査を行って感染が無いことを確認しましょう。

○感染母山羊からは早期に母子分離！

CAEVは主に初乳やだ液によって伝播するので、感染母山羊が分娩した場合は子山羊が初乳を飲む前に母子分離を行ってください。分離した子山羊は母乳を与えず、完全人工乳による哺育を行ってください。

○農場全体の浸潤状況を把握！

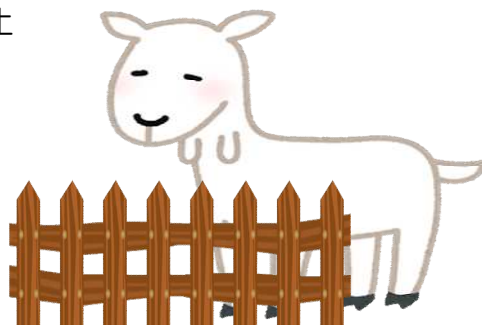
CAEV感染個体は、発症の有無に関わらず生涯にわたってウイルスを排出し感染源となります。定期的な繁殖雌の検査と、その結果に基づいた分離飼育により、農場内のCAEV浸潤をコントロールしましょう。分離飼育と母乳による感染の防止により、感染の広がりを90%以上減少させることができますといわれています。

本病について遺伝子検査を実施しています。検査料は1頭につき1,290円です。

◆◆ 飼養衛生管理基準の改正について ◆◆

本年4月3日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布され、令和2年10月1日より、改正された飼養衛生管理基準が施行されます（一部の取組には、猶予期間あり）。新設等される内容は以下のとおりとなりますので、準備をお願いします。

- ① 家畜の所有者は飼養する家畜について、伝染性疾病の発生予防、まん延防止に対する責務を有する
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底
【令和4年2月施行】
- ③ 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置（ほかの畜産関係施設や野生動物での感染確認区域に立入った者の衛生管理区域への立入り制限、安全な資材の利用等）
- ④ 衛生管理区域の考え方を明確化
- ⑤ 放牧制限の準備措置（放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる設備の確保または移動のための準備をする）【令和3年10月施行】
- ⑥ 衛生管理区域内への愛玩動物の持込みおよび飼育禁止
- ⑦ 衛生管理区域への野生動物侵入防止措置
- ⑧ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
- ⑨ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等



【家保からのお願い】

先日は上記①の新設に伴う飼養衛生管理者の登録報告にご協力頂きありがとうございました。提出頂いたメールアドレスが正しく登録できているかを確認するため、下記のメールアドレスまで、メールを送信していただきますようお願いします。その際、件名または本文に、農場名（めん山羊）又は農家名（めん山羊）を記入していただきますようお願いします。

○メール送付先：chuunou-kaho@pref.gunma.lg.jp

◆◆群馬県総合計画(基本計画)検討のための地域版県民アンケートについて◆◆

群馬県では、現在、20年後を見据えたビジョンと10年間の基本計画で構成する新・総合計画の策定を進めています。調査は、新・総合計画（基本計画）における地域別の将来の方向性を検討するため、県民の皆様のご意見を伺うものです。

アンケート回答方法 ※次のいずれかの方法でご回答ください

（１）インターネットでの回答

以下のURL（ぐんま電子申請受付システム）から回答ページへアクセスしてご回答ください。

https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2025

「ぐんま電子申請受付システム」QRコード▶



（２）調査票での回答

以下のURL（群馬県HP）からダウンロードするか、県民センターまたは各行政県税事務所で調査票を入手し、ご回答の上、戦略企画課まで郵送・FAX等でご提出ください。

http://www.pref.gunma.jp/07/b01g_00061.html

アンケート回答期日

令和2年8月28日（金）まで

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。
緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。